

札幌市成年後見制度利用促進基本計画策定のための権利擁護部会の設置について

1 権利擁護部会の設置について

札幌市地域福祉社会計画審議会（以下「審議会」）は、「札幌市地域福祉社会計画」の調査及び審議並びに札幌市成年後見制度利用促進基本計画（仮称）（以下「利用促進計画」）の策定等を所掌事務とする。

利用促進計画の策定にあたっては、成年後見制度利用促進に関する法律で「成年後見等実施機関及び関連事業者、その他関係者の連携に留意すること」とされているほか、当該制度に関する専門的な事項について審議する必要があるため、当審議会に「権利擁護部会」を設置のうえ、専門分野の方々のご意見をいただきたいと考えている。

※ 権利擁護部会の委員構成(案)は別紙のとおり

【参考】 審議会及び権利擁護部会の組織イメージ

札幌市地域福祉社会計画審議会（地域福祉に関連する関係者で構成）
地域福祉社会計画に関する調査及び審議

権利擁護部会（札幌市附属機関設置条例第6条第1項により設置）
（成年後見制度に関連する福祉関係者や法律分野の専門職で構成）
成年後見制度利用促進基本計画に関する調査及び審議

【札幌市附属機関設置条例第6条】

第1項 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会その他これに類する組織を置くことができる。

第2項 附属機関は、その定めるところにより、部会等の決議をもって附属機関の決議とすることができる

2 利用促進計画策定の背景

成年後見制度の利用状況は、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない等の課題があるため、国は2016年(平成28年)5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行、2017年(平成29年)3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」）を閣議決定した。

国基本計画等では、市町村に対し、当該制度の利用促進に係る施策についての計画策定に努めるよう規定されており、札幌市としても必要な措置を講じていく。

3 札幌市の成年後見制度の利用状況等

札幌市における成年後見制度利用者数は、2019年(平成31年)4月1日時点で約2,700人であり、2018年度(平成30年度)における申立て件数は約350件である。

一方で、当該制度の潜在的な利用者である認知症高齢者、精神手帳及び療育手帳所持者は約10万人であり、今後ともその増加が見込まれることから、権利擁護支援を要する人の発見や支援に資する体制を整えていく必要がある。

4 市町村に求められる役割

国基本計画では、市町村は2021年度(令和3年度)までに以下の体制整備等に取り組むこととされている。

(1) 利用促進計画の策定

権利擁護部会で利用促進計画策定に係る審議を行い、2020年(令和2年)10月の計画策定を目指す。

(2) 合議制の機関の設置

札幌市附属機関設置条例により、成年後見制度の利用の促進に関する事項を調査及び審議する機関として、2019年(平成31年)4月に当審議会を設置済み。

(3) 成年後見制度における地域連携ネットワークの整備

国基本計画では、地域連携ネットワークとして「中核機関」、「協議会」、「チーム」の構築が求められており、権利擁護部会で協議のうえ具体化していく。

5 権利擁護部会のスケジュール及び各計画の実施期間について

権利擁護部会は、2019年度(令和元年度)中に全5回開催し、2020年(令和2年)10月から第1期目の利用促進計画を開始する。また、第2期目の利用促進計画は、次期札幌市地域福祉社会計画へ統合を図る予定であるため、当審議会での検討を行う。

【計画実施期間】

